

静岡県 精神保健福祉だより

No.111 2014.6

静岡県精神保健福祉センター

〒422-8031 静岡市駿河区有明町2-20 静岡総合庁舎 別館4階

TEL：054-286-9245 FAX：054-286-9249

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-845/seishin/index.html>

<目次>

- ◆ P1 <ご挨拶> 精神保健医療福祉の動向 静岡県障害者支援局長 高橋 良武
- ◆ P2 <報告> 自殺対策強化月間キャンペーン（ゲートキーパー）実施報告
- ◆ P3 <特集> 自立支援医療（精神通院）・精神保健福祉手帳について
- ◆ P4 <トピック> 精神保健福祉法改正
 <お知らせ> アルコール依存相談、薬物依存相談について



<ご挨拶> 精神保健医療福祉の動向 静岡県障害者支援局長 高橋 良武



本年4月に障害者支援局長に就任し、早くも2ヶ月が経ちました。私は、平成22年度、23年度に、障害者政策課長として勤務しておりましたが、改めましてよろしく申し上げます。

さて、精神保健医療福祉の分野では、平成16年9月に国から公表された「精神保健福祉施策の改革ビジョン」が示す「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本方針の下、これまで様々な取組がされてきましたが、昨年6月に、改正精神保健福祉法が成立し、本年4月1日から、一部を除き施行されております。

今回の改正では、「精神障害者の医療の提供を確保するための指針」（本年3月7日公表）が策定され、今後、目指すべき方向性として、精神病床の機能分化に関する事項や精神障害者の居宅等における保健医療福祉サービスの提供に関する事項のほか、医師、看護師など医療従事者と精神保健福祉士など精神障害者の保健福祉に関する専門的知識を有する者との連携に関する事項などが定められました。

また、保護者制度が廃止されるとともに、「医療保護入院の見直し」が行われ、入院時の保護者の同意要件がなくなり、家族等のうちいずれかの者の同意が要件となりました。更に、退院後生活環境相談員の配置や医療保護入院者退院支援委員会の開催等が精神科病院の管理者に義務付けられたところです。

なお、施行はしばらく先になりますが、障害者雇用促進法の改正等により、障害者に対する差別の禁止や合理的配慮の義務付け、法定雇用率への精神障害者の算入などの措置が取られることになっています。

このように、精神障害者の地域移行を促進するための様々な取組が行われている中、県においては、今年度、第4期障害福祉計画の策定、保健医療計画の改定も行うこととしており、医療・福祉関係機関や市町等と連携して精神保健医療福祉体制の整備を一層進めてまいります。

<報 告> 自殺対策強化月間

全国の自殺者数は、厚生労働省人口動態統計によると、平成10年以降、3万人前後で推移していましたが、平成24年は26,433人となり、減少傾向が見られます。県内においても平成24年の自殺者数は過去10年間で最も少ない751人となりました。しかしながら自殺者が急増する前の平成9年の559人と比較すると依然として高い水準にあり、引き続き自殺対策は重要な課題となっています。

県では自殺対策の主要施策として位置づけている「ゲートキーパー」の養成を推進するため、3月の「自殺対策強化月間」の前後に、「ゲートキーパー」の周知を図る活動を集中的に実施しました。県内各地でさまざまな啓発イベント、街頭キャンペーンを実施した中のひとつ、SBSラジオとの連携イベントの様子を紹介します。

※ゲートキーパーとは、『悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人』のことです。



特別ゲストにシンガーソングライターの^{たまき}玉城ちはるさんを迎えて、SBSラジオ「らぶらじ」パーソナリティの勝山康晴さんが繰り広げるトーク・ライブと県職員によるゲートキーパーミニ講座のイベントを県内3ヶ所（静岡駅ビルパルシェ、イオンモール浜松市野、サントムーン柿田川）で実施しました。



「あなたもできる!ゲートキーパー」ミニ講座とクイズコーナーでは、クイズ形式でゲートキーパーについて学びました。たくさんの方が熱心に参加されました。ミニ講座を聞いた学生さんからは「間違った聴き方をしていたことに気づいた」「自分たちのような若い世代が聞かなければならない話だと思った」等の感想が聞かれました。



玉城さんのアコースティックライブや、未来を担う大学生と玉城さんとの歌のコラボもありました。心に染み渡る歌声に、涙ぐむ人もおり、会場全体が温かい雰囲気になりました。

<特集> 自立支援医療・精神障害者保健福祉手帳

◆自立支援医療（精神通院医療）について

精神科の通院にかかる医療費の自己負担を軽減する制度です。

1 対象者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者（発達障害を含む）で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にあるもの。

2 軽減措置

世帯の所得水準等に応じて 1 月当りの負担上限額を設定

世帯		条件	所得区分	負担上限
市町民税非課税世帯		生活保護世帯	生活保護	0 円
		本人収入が 80 万円以下	低所得 1	2,500 円
		本人収入が 80 万円超	低所得 2	5,000 円
市町民税課税世帯	重度かつ継続でない	市町村民税（所得割）3 万 3 千円未満	中間所得層 1	医療費の 1 割
		市町村民税（所得割）23 万 5 千円未満	中間所得層 2	医療費の 1 割
		市町村民税（所得割）23 万 5 千円以上	一定所得以上	対象外
	重度かつ継続	市町村民税（所得割）3 万 3 千円未満	中間所得層 1	5,000 円
		市町村民税（所得割）23 万 5 千円未満	中間所得層 2	10,000 円
		市町村民税（所得割）23 万 5 千円以上	重度かつ継続	20,000 円

※負担上限額 20,000 円(一定所得以上)については、平成 27 年 3 月末までの経過的特例措置

◆精神障害者保健福祉手帳について

精神障害のある方が、社会復帰や社会参加のために各種サービスを受けやすくするため、精神障害者保健福祉手帳の交付制度があります。

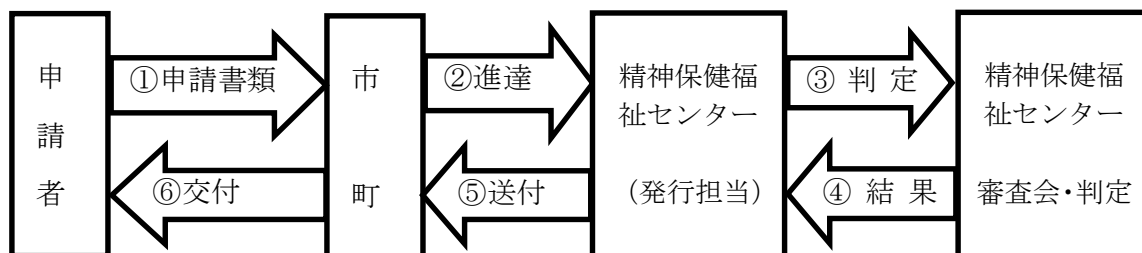
1 対象者

精神保健福祉法施行令第 6 条で定める精神障害の状態であると認めたもの。

2 障害等級（1～3 級）

等級	障害の程度
1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。
2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。
3 級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とするもの。

申請、交付手続の流れ（自立支援医療・精神障害者保健福祉手帳）



※ 政令市（静岡市、浜松市）は、政令市内で申請、交付手続きとなります。

※ 手続き、詳細は、居住地の市町に相談してください。

<トピック> 精神保健福祉法改正

精神保健及び精神障害者に関する法律の一部を改正する法律が平成 26 年 4 月 1 日（一部、28 年 4 月 1 日）に施行されました。

<法改正の概要>

- (1) 厚生労働大臣による精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定
- (2) 保護者制度の廃止
- (3) 医療保護入院の見直し
 - ①医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等（※）のうちいずれかの者の同意が要件となりました。

※配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人。
当該者がいない場合等には市町村長による同意の判断がなされます。
 - ②精神科病院管理者に以下のことが義務付けられました。
 - ・ 医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者（退院後生活環境相談員）の設置
 - ・ 地域援助事業者（入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等）との連携
 - ・ 退院促進のための体制整備
- (4) 精神医療審査会に関する見直し
 - ①精神医療審査会の委員として「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者」が規定されました。（平成 28 年 4 月 1 日施行）
 - ②精神医療審査会に対し退院等の請求をできる者として、入院者本人とともに家族等が規定されました。

詳しい内容については、厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/kaisei_seisin/ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行について」をご覧ください。

<お知らせ> アルコール依存相談・薬物依存相談について

豊富な知識と支援経験を持つ専門相談員が秘密厳守で相談に応じます。

ご自身やご家族だけで悩まずに、ぜひご相談ください。

アルコール依存相談：毎月第 2・第 4 月曜日 午後 1 時から 4 時

薬物依存相談：毎月第 2 火曜日、第 3 金曜日 午後 1 時から 4 時

場所：県精神保健福祉センター（静岡市駿河区有明町 2-20 静岡総合庁舎別館）

電話にて、前日までに予約をお願いします。電話：054-286-9245

「薬物などの使用が止まらないことでお悩みの方、どこに相談したらよいか分からない方、お気軽にご相談ください。」

薬害相談員より

「アルコール依存症は回復できる病気です。でも、放置するとさらに深刻な問題が生じます。まずご相談しましょう。解決策が見つかるはずです。」

酒害相談員より